

エニタイムフィットネス 会員各位 エニタイムフィットネス利用規約改訂のお知らせ

平素はエニタイムフィットネスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
この度2025年11月1日より、改正労働施策総合推進法の制定・施行に伴い、
カスタマーハラスメント関連についての改訂をいたしますのでご案内申し上げます。

①店舗外での規約違反について 第8条第3項

⑨他の会員等に対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為

⑩喫煙(電子タバコを含む)

⑪食事、睡眠等トレーニング以外の目的での長時間滞在

⑫他の会員等の所持品またはクラブ施設内備品の窃盗、他の会員等の盗撮、その他一切の犯罪行為

②カスタマーハラスメントに伴う改訂 第8条第4項

(4)クラブの従業員および関係者に対し、社会通念上相当な範囲を超える対応を要求する行為
(以下の行為を含みますがこれに限りません)は、カスタマーハラスメントとして禁止されます。

①身体的な攻撃(暴行、傷害など)

②精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言など)

③威圧的な言動(大声など)

④継続的、執拗な言動(複数回にわたる過剰なクレームなど)

⑤拘束的な行動(不退去、居座り、監禁など)

⑥差別的、性的な言動

⑦従業員個人への攻撃や要求

⑧会社・従業員の信用を毀損する行為(SNS投稿など)

⑨不合理又は過剰なサービス提供の要求

⑩正当な理由のない商品交換、金銭補償の要求、謝罪の要求

③規約退会について 第11条第10項

10 加盟店、クラブおよびFC本部は、会員による退会後も、当該会員の情報を適用法令に従って保有し続ける場合があります。

※新・利用規約が必要な方は、スタッフにお申し付けください。

今後もエニタイムフィットネスをどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

エニタイムフィットネス利用規約(会員様控え)

第1条【適用範囲】

本規約は、日本における「Anytime Fitness(エニタイムフィットネス)」のフランチャイズ本部である株式会社 Fast Fitness Japan(以下「FC本部」といいます)のフランチャイズ加盟店が、日本国内において「エニタイムフィットネス」として運営するフィットネスクラブ(以下総称して「クラブ」といいます)およびそれに派生するサービスの利用に関するものとします。

第2条【独立運営】

1 クラブは全て、FC本部よりAnytime Fitnessの商標使用権の許諾を受けたフランチャイズ加盟店(以下、「加盟店」といいます)が、FC本部とは独立した主体として運営するものとします。
2 クラブに入会した者(以下「会員」といいます)および会員以外でクラブを利用した利用者(詳細については第7条に定義、以下「ビジター」といいます)は、各クラブの運営主体が加盟店であることを了解した上で、クラブを利用するものとします。
3 会員は、クラブごとに、会費、設備およびルール等が異なることを理解します。
4 会員は、日本国外のエニタイムフィットネスについては、本規約と異なる他の規約が適用されることを理解します。

第3条【会員制度】

1 クラブは会員制度とします。
2 クラブに入会しようとするときは、本規約を承認し、所属を希望するクラブに所定の入会申込書・誓約書等(Web上の申込み等電磁的媒体記載による場合を含み、以下「会員申込書」といいます)を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより該クラブへの入会が認められ、当該クラブ(以下「所属クラブ」といいます)の諸施設を利用することができます。
3 会員は、入会時に利用開始月からその翌月分までの会費を支払うものとします。
4 会員は、ご利用開始日より、所属クラブの他、全ての「エニタイムフィットネス」を利用することができます。
5 会員は、本規約第22条により改定されたものを含みます)、利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他FC本部および加盟店が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第4条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者はクラブの会員にはなれることはできません。
(1)本規約および利用する各クラブの諸規則を遵守できない者
(2)入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
(3)現在、日本国内、国外問わず「エニタイムフィットネス」のいずれかのクラブの有効な会員である者
(4)タトゥー(タトゥーの刺青)や困難なペインティング等を含みます)のある者で、各クラブ内(クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の露地を含みます、以下同様)においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
(5)過去または現在において暴力団または反社会的暴力団に属する者とはそれらに属する者と関係を有する者とFC本部または加盟店が判断した者
(6)医師等による運動を禁じられている者
(7)伝染病、その他の他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
(8)18歳未満の者
(9)所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者
(10)入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
(11)その他、FC本部または加盟店が会員としてふさわしくないと判断した者

第5条【会費、セキュリティキー手数料等】

1 各クラブの会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用(以下「会費等」といいます)は、加盟店が定めるものとします。
2 会員は、会員登録料等に含まれる料金を支払うものとします。支払い時期は、在籍する月の月末までの分を、当月27日までに支払うものとします。但し、入会時の初期支払時期については別途定めます。
3 会員は、実際のクラブの利用の有無をかわらず、本規約が定める会員等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の範囲がある場合を除いて返還しません。
4 クラブまたは加盟店は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各クラブは、適用法令に従うとともに、改定料金の初回登録日2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
5 会員の会費等その他の債務を、支払日遅延等の理由で加盟店に支払わせない場合、加盟店は、会員に対し、未払いの会費等について再度の口座振替もしくはクレジットカードによる決済を行う際(以下「口座振替等」といいます)、口座振替等の都度、クラブが所定の金額を自己振替等手数料として、会費等その他の費用と一括して、加盟店が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条【セキュリティキー】

1 クラブは、会員にセキュリティキーを交付します。
2 会員がクラブに入らる際は、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯していない場合は、クラブに立ち入ることはできません。
3 セキュリティキーは、会員がセキュリティキーを購入された会員本人もしくはクラブが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4 会員は、セキュリティキーを第三者に貸すことはできません。万一、セキュリティキーを貸した場合は第14条に基づく返会の対象となります。
5 会員は、セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに所属クラブにその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。所属クラブが相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第7条【会員以外のクラブの利用】

1 加盟店は、次の条件をいずれも満たす場合には、ビジターに自己が運営するクラブを利用させることができます。
その他の場合には、会員が同伴した場合を含め、会員以外の者によるクラブの利用はできません。
(1)当該加盟店とビジターは、会員の利用による料金を定めているときは、これを支払うこと。
(2)事前に利用するクラブの加盟店と書面による承諾を得ること。
(3)クラブの利用を、同伴した会員に認めた範囲および加盟店が必要に応じて制限した範囲に限ること。
2 会員は、ビジターを同伴するときは、ビジターに対し本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第8条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定められた以下を遵守しなければなりません。
(1)クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、各クラブおよび加盟店の説明並びに指示に従わなければなりません。
(2)クラブの利用時は、常に各クラブに定める以下の禁止事項を守る旨のレスコードを遵守します。
①施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品等
②伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品等
③会員および他の会員が傷つけ可能の衣服、履物、服飾品または装飾品等
④上半身あるいは下半身裸体、裸足、裸足等の状態で、またはそれに準じる格好
⑤ビールや高い、または浮かやかなど、トレーニングにふさわしくない履物
⑥その他、各クラブまたは加盟店がさわいくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品等
(3)クラブ内において、以下の行為は禁止されます。なお、クラブの範囲外であっても、他の会員、ビジター、スタッフ、またはクラブの従業員に虚偽の行為を同様に禁止されます。
①施設内における品販売や飲食行為、金銭の貸借、勤務行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
②刃物等の危険物や他の者または施設、器具等を傷つける可能性のある物品の施設内の持ち込み
③正当事由なく他の者との争いに巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服等
④他の会員またはビジターに対するバーサルトレーニングを行なう、またはそのように評価される活動を行うこと。
⑤本規約に基づきクラブの利用を認められない者を同様に禁止すること。
⑥タトゥー(タトゥーの刺青)等を含む)を露出させること。
⑦物を投げる事、叫ぶ事、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
⑧大声、奇声を立てる行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
⑨他の会員に対して、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
⑩酒気を帯びての入館
(1)喫煙(電子タバコを含む)
(2)動物を室内に持ち込むこと、ただし、あらかじめ利用するクラブの加盟店が承諾した補助犬は除く。
(3)食事、睡眠等トレーニング以外の目的の長時間滞在
(4)他の会員の所持品またはクラブ施設内備品の窃盗、他の会員等の盗撮、その他一切の犯罪行為

第9条【入館の禁止、退場】

1 各クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
(1)本規約(第8条を含み、これに限らない)および各クラブの諸規則を遵守しない者
(2)FC本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いています。
または入会時に虚偽の申込をし、あるいは入会資格に關する重要な事実を故意に申告しなかった者
(3)FC本部または加盟店において、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
(4)不合理又は過剰なサービス提供の要求
(5)加盟店の承認なくセキュリティキーを持ったままに入館した者

(6)本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者

(7)既に会員として一部を2ヶ月間滞在し、または会員として一部を支払わない1ヶ月が2ヶ月間連続した者
または会員として一部もしくは一部を支払わないが、FC本部または加盟店において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
2 クラブの入館禁止中の会員は、禁止中も会員等を支払わなければならないものとします。

第10条【休会および復帰】

1 会員は、自らまたは法律上の権限を有する代理人をして、所属クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続を行った上で、月単位でクラブを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2 休会手続は、休会開始を希望する前の前月10日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月は1日より休会扱いとなります。
3 休会手続は、会員が別に定めた休会手続とされた場合は、翌月の1日より休会扱いとなります。
4 本条の休会手続が完了しない場合は(会員が別に定めた休会手続とされた場合は、翌月の1日より休会扱いとなります)、
5 休会していた場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条【退会】

1 会員が自ら都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を有する代理人をして、所属クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続を行った上で、月末をもって退会することができます。
電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2 退会手続は、退会を希望する前の前月10日までに行うものとし、その場合、当該月の月末をもって退会となります。
各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
3 会員が別に定めた退会手続とされた場合は、翌月の1日をもって退会となります。
4 会員が別に定めた退会手続とされた場合は、第1項の退会届の提出までに差し違和感がありません。
5 会員が別に定めた退会手続とされた場合は、翌月の1日をもって退会となります。
6 会員が自ら都合により会員等の全部もしくは一部の滞納が2ヶ月間とならない場合、または会員等の全部もしくは一部を支払わない1ヶ月が2ヶ月間連続した場合は、第14条に基づく退会となります。
7 会員がクラブの運営上、必要な手続きを所定の期間内に行わなかった場合は、第14条に基づく退会となります。
8 会員がクラブに届け出た最新の連絡先等に於て、クラブより応答を求める連絡をしている場合にわからず、該当会員が2ヶ月間応答をしない場合は、第14条に基づく退会となります。
9 運営会員に伴い、加盟店は、長期契約(1年・括前納等)に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月額1回分を差し引いて返還するものとします。

10 加盟店、クラブおよびFC本部は、会員による退会後も、当該会員の情報を適用法令に従って保有し続ける場合があります。

第12条【移籍】

1 会員が自ら都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を有する代理人をして、所属クラブに来店し、所定の移籍届の記入による手続を行った上で、月末をもって退会することができます。
電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2 会員が別に定めた移籍手続とされた場合は、翌月の1日をもって退会となります。
3 会員が別に定めた移籍手続とされた場合は、第1項の退会届の提出までに差し違和感がありません。
4 会員が別に定めた移籍手続とされた場合は、翌月の1日をもって退会となります。

第13条【届出等】

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属クラブにおいて、所定の手続をもって変更の届出を行なうものとします。
2 加盟店、クラブおよびFC本部から会員への諸通知等は、会員から届け出たあった最新の住所またはメールアドレス等であって、そのまま行なうものとします。

第14条【規約退会】

1 FC本部または加盟店は、会員が各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させることができます。
(1)本規約(第8条を含み、これに限らない)および各クラブの諸規則を遵守しないときは。
(2)クラブ内外にかわらざり、または浮かやかなどとされるべきと認められたとき。
2 クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時からまでの「エニタイムフィットネス」を利用することができます。
3 クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、加盟店は、前納分または既払分の会費等があつても、これを返還することはしません。
4 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての「エニタイムフィットネス」への入会はできません。

第15条【資格喪失】

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属クラブにおいて、所定の手続をもって変更の届出を行なうものとします。
(1)退会
(2)死または会員の解雇
(3)クラブを閉鎖したとき。

第16条【会員資格の譲渡禁止等】

1 クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の担保の承認はできません。

第17条【営業日および営業時間】

各クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、加盟店が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第18条【クラブ施設の利用制限】

1 加盟店は、次の理由により各クラブ施設の全部または一部の利用を制限することができます。そのような制限がなされる場合でも、FC本部が別に定めた場合を除き、会員の会員等の支払義務が縮減または停止されることなく、FC本部および加盟店は、会員に対して特別の補償は受けません。
(1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認めたとき。
(2)施設、設備の点検、修理、補修または改修をするとき。
(3)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
(4)その他加盟店の休業が必要と認められたとき。
2 前項の場合、事前にその旨を各クラブのホームページ等にて告示します。
ただし、気象・災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第19条【クラブ施設の閉鎖・変更】

1 各クラブは、理由により各クラブ施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
(1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認めたとき。
(2)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
(3)加盟店において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。
但し、解散の原因が天災、地災、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。